

第5次男女共同参画基本計画（第5分野）の取組状況について

～「第125回女性に対する暴力に関する専門調査会」（令和6年12月25日）における主な意見～

【分野全体について】

- この4年間で法制度に関しては大変大きな進歩があった。この数年間が、日本の法制度に関しては転換点であったと後に評価されるようになることを願っている。施行状況の調査や制度を具現化するための取組がこれからのものもあり、それらへの対応が今後大きく影響する。
- 多くの法改正等が行われた。その効果検証が必要であり、各省庁で検証のためのデータの把握をしっかりと行うようにしてほしい。
- 法制度の整備が進んだことによって、実際の支援の貧弱さが際立つようになった。地域格差の是正を含め、被害者支援の質と量の引上げが必要である。また、被害から回復までの持続的な支援に必要な専門人材が不足している。司法の人材も含め、専門性の向上について検討が必要である。
- 男女共同参画が実現していないことを背景に暴力の問題が起きているということと、暴力が更に男女間の格差を拡大させるという両方向の関係にあることを認識しておくことが重要である。
- 6次計画では、女子差別撤廃委員会（CEDAW）の最終見解における暴力対策関係の指摘はすべて入れ込むぐらいの覚悟で対策をしてほしい。
- SNSやデジタル技術を活用する性暴力、配偶者の監視等のDV、インターネット上での支援者への攻撃などは、6次計画に対策を盛り込むべき問題である。

【DV対策関係】

- DV被害者の支援に関しては、女性支援新法が施行され、どのように効果が上がることが注目される。これまで一時保護の対象となりにくかった被害者の保護や、中長期の支援の実施主体や方法等を含め、同法の効果を見ていく必要がある。
- DV防止法に基づく保護命令の件数は、改正法の施行後少し増えているが、対策が十分な状況とはいえない。
- DV被害者支援の現場は市町村レベルの窓口である。市町村を置き去りにしないような施策を検討する必要がある。
- 加害者プログラムについて全都道府県での実施を目標にできないか。プログラム内容の充実や人材育成にも取り組んでいく必要がある。
- 令和6年改正民法が6次計画期間中（改正法公布後2年以内）に施行される。6次計画は、同改正法の施行後の状況を想定して、それを踏まえた内容にしてほしい。
- 同改正法の施行後、被害者が子どもを連れた避難を躊躇することや、支援者の支援についても二の足を踏むことが起きかねないと懸念している。DVからの避難は、精神的なDVの場合を含め、「急迫の事情」があるとして単独での親権行使が可能な場合に当たり、また、それは被害直後に限られないということを法務省は周知しているが、更なる周知が必要である。また、支援者を守る仕組みも必要ではないか。

- DVのケースで離婚後に共同親権となれば、被害者は加害者との関係を持ち続けなければならない、心身の回復が妨げられてしまうため、協議離婚の際の真意の確認をする方策の検討が必要である。また、裁判官や調査官、調停委員に対して必要な研修を実施する必要がある。
- 民法改正により家庭裁判所の負担が大きくなることが想定される。被害者支援のためにも家庭裁判所の体制の拡充を考えてほしい。

【性犯罪・性暴力対策関係】

- 性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年）が示されて以降、法律や制度が整備され、性犯罪・性暴力の根絶のための取組が飛躍的に進んだ。
- 法制度の適正な運用のため、運用に携わる者に対する研修・教育が重要である。
- 令和5年の刑法改正等の後、性犯罪の認知件数が増加していることについては、報道等も含めた周知によって被害申告に対するハードルが下がったことも一因であると考えられるため、引き続き官民一体となって積極的な周知・広報を行っていくことが重要である。加害が減ることが最終目標であるため、性犯罪の認知件数についての評価は難しい面がある。性加害自体は減り、その中で被害申告の割合は増えることが必要という点は、統計の分析においても検討される必要がある。
- 改正刑法の附則には、施行5年後の検討に当たり、性的な被害の実態について必要な調査を行う旨が規定されている。6次計画においては、改正刑法の運用状況の把握等を含め、この調査の実施と今後の在り方の検討に関して十分に盛り込む必要がある。
- 令和5年の刑法改正等により、性犯罪・性暴力に対する社会の価値観や意識が変わった中で、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの役割は一層重要になっている。一方で、ワンストップ支援センターの支援の枠組みは都道府県ごとに相当異なっている状況にある。ワンストップ支援センターはどのような支援をすところなのかを示す法律又はガイドラインなどが必要である。
- ワンストップ支援センターにおける支援の充実とともに、相談支援員に対する処遇面や制度的な保障も必要である。

【若年層に対する性暴力対策関係】

- 性犯罪に係る刑法の規定等に関し、学校の管理職や教育職員等への周知が足りていない。教育職員等に対する徹底的な研修等を考える必要がある。
- 学校の教員への研修は、文部科学省や教職員支援機構だけではなく、教育委員会が前向きに取り組んで、学校を指導してほしい。
- 学校での性犯罪・性暴力の防止に関しての教育の実施状況や、その中での「生命（いのち）の安全教育」の教材の活用状況は十分とは言えない。学習指導要領にもっと明確に性犯罪・性暴力防止を位置づけることが重要である。

○ワンストップ支援センターを各都道府県に1つ、2つ設けても、アクセスに課題がある。特に、こどもの性暴力については、身近なところで、こどもの意見聴取や証拠保全等の初動対応をできる体制が必要である。

【現行計画における他分野との関連】

- 賃金格差やL字カーブ、アンコンシャス・バイアスがDVを構造的に引き起こしている。雇用等に関する分野について議論する際も、暴力の背景となる構造上の問題を生じさせていることを踏まえて検討していただきたい。
- リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）については、5次計画では健康の分野に位置づけられているが、中絶や避妊等の問題はDVや性暴力等の暴力の分野とも関係する。各分野の境界にあるようなことにも、きちんと取り組む必要がある。
- 性と生殖に関する権利は女性自身にあることを基本として、母体保護法における配偶者同意の要件や、刑法の堕胎罪規定の見直しを検討してほしい。
- 第三者から性暴力の被害を受けた際の中絶の配偶者同意については、被害者の人権を二重に侵害し得るものであり、速やかに法改正又は運用上の整理を検討すべきである。
- 健康分野との関連で、DVや性暴力は、生涯に亘って被害者の健康を害するという視点を入れていく必要がある。
- 複数の要素が組み合わさって問題が生じているケースもある。インターセクショナルリティー（交差性）の観点に対策の中に位置づけ、被害者をより適切に保護していくことを明らかにしてほしい。

【次期計画の枠組み等】

- 基本計画ができて20年経っており、1次計画からの枠組みをどこまで維持するのかは検討すべきである。インターネットの影響が増大しており、デジタルな世界との付き合い方について、特に女性についてどのように考えていくかといった項目を作り、その中でデジタル性暴力も取り上げるといった見直しが必要ではないか。
- 現行計画では分野名を「女性に対するあらゆる暴力の根絶」としているが、次期計画では「男女共同参画が実現されていないことに起因する暴力」或いは「ジェンダーに起因する暴力」とするなどの検討も必要である。
- 国連等では「ジェンダー・ベースド・バイオレンス」が主流になっている。その方が、男性だから性被害について声を上げにくいということや、マイノリティーだから性的ないじめの対象になるといったことも含意しやすい。「女性に対する暴力」という言葉で政策を続けていくかどうかは検討の余地がある。